

新旧対照表方式による条例等の一部改正について

1 新旧対照表方式の導入について

本市の条例、規則および要綱等（以下「条例等」という。）の一部改正は、「改め文方式」により行われてきたが、市民にとって理解しづらいという側面があり、また、専門知識を必要とすることから職員の負担となっている。こうした問題を解決するため、国や一部自治体では、改正文中に新旧対照表を記載する改正方式（新旧対照表方式）を導入しており、本市の職員提案制度においても導入の提案があった。

これらの状況を踏まえ、先進事例にならい、本市の条例等の一部改正は、「例規をより分かりやすいものとする」および「職員の負担軽減」の観点から、「新旧対照表方式」により行うものとする。

■国、他自治体の状況

国においては、平成28年3月、内閣官房行政改革推進本部事務局より各府省等宛の事務連絡にて「法律・政令以外の府省令、規則、訓令又は告示については各府省等の判断で新旧対照表方式を選択することが可能である」との考え方が示された。その後、各省において新旧対照表方式の導入が進められ、現在では全省において府省令以下の一部改正において新旧対照表方式が用いられている。

他の自治体においては、平成12年度に鳥取県で新旧対照表方式による条例・規則等の一部改正が導入され、令和5年度現在では、大阪府、神戸市、武蔵野市など、少なくとも30以上の自治体で新旧対照表方式が導入されている。

県内においては、甲賀市が要綱以下の一部改正に新旧対照表方式を導入しているが、市長提案の条例改正において新旧対照表方式を導入すれば、本市が県内初となる。

2 導入スケジュール

	規則、要綱等									条例								
	令和5年9月1日以降に起案するものから									令和5年10月1日以降の議会から								
	令和5年度																	
	6月			7月			8月			9月			10月			11月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
部長会議 (重要報告)			★ 6月29日															
正副議長説明				★ 7月7日														
会派代表者会議				★ 7月12日														
庁内周知									→									
職員向け説明会									→									
要綱への導入													★要綱への導入（令和5年9月1日起案分～）					
規則への導入													★規則への導入（令和5年9月1日起案分～）					
条例への導入													★条例への導入（令和5年10月1日以降の議会～）					

3 新旧対照表方式のイメージ

■改め文方式

参考資料として、別途新旧対照表を作成。条例改正の際は、新旧対照表を参考資料として議会に配布している。

改正文

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 第5条第2項中「あらかじめ」の右に「第20条第1項各号に定める」を加え、「意見」を「（以下「委員会」という。）のうち意見を聴くべき委員会を決定し、当該決定した委員会に意見」に改める。
 第20条第1項中「草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）」を「次に掲げる委員会」に改め、同項に次の3号を加える。
 (1) 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会
 (2) 草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会
 (3) 草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会
 第20条第3項各号列記以外の部分中「定数は、」の右に「それぞれ」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項中「2年」を「2年以内」に改める。
 付 則
 (施行期日)
 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この条例の施行の際現に改正前の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第20条第3項の規定により草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の委員に委嘱されている者は改正後の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。
 (任期の特例)
 3 前項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委

新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第4条（略） （指定管理者の候補者の選定）	第1条～第4条（略） （指定管理者の候補者の選定）
第5条（略） 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、あらかじめ第20条第1項各号に定める草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）のうち意見を聴くべき委員会を決定し、当該決定した委員会に意見を聴くものとする。	第5条（略） 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、あらかじめ草津市指定管理者選定評価委員会の意見を聴くものとする。
第6条～第19条（略） （選定評価委員会）	第6条～第19条（略） （選定評価委員会）
第20条 指定管理者の候補者の選定等について、市長に意見を具申するため、次に掲げる委員会を設置する。 (1) 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会 (2) 草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会 (3) 草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会	第20条 指定管理者の候補者の選定等について、市長に意見を具申するため、草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

■新旧対照表方式

改正文の中に新旧対照表を記載するため、別途新旧対照表は作成しない。条例改正の際も、別途新旧対照表を議会に配布することはしない。下線部分が改正箇所となり、それ以外は参考記載部分となる。

改正文

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。
 （下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 （指定管理者の候補者の選定）	第1条～第4条 《省略》 （指定管理者の候補者の選定）
第5条 《現行どおり》 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、あらかじめ第20条第1項各号に定める草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）のうち意見を聴くべき委員会を決定し、当該決定した委員会に意見を聴くものとする。	第5条 《省略》 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、あらかじめ草津市指定管理者選定評価委員会の意見を聴くものとする。
第6条～第19条 《現行どおり》 （選定評価委員会）	第6条～第19条 《省略》 （選定評価委員会）
第20条 指定管理者の候補者の選定等について、市長に意見を具申するため、次に掲げる委員会を設置する。 (1) 草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会 (2) 草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会 (3) 草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会	第20条 指定管理者の候補者の選定等について、市長に意見を具申するため、草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 《新設》 《新設》 《新設》
2 《現行どおり》	2 《省略》
3 委員会の委員の定数は、それぞれ8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 《現行どおり》 《削り》 (2)～(3) 《現行どおり》	3 委員会の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 《省略》 (2) 市内の公共的団体等の役員または構成員 (3)～(4) 《省略》
4 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。	4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
5～8 《現行どおり》	5～8 《省略》
第21条 《現行どおり》	第21条 《省略》

付 則
 (施行期日)
 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この条例の施行の際現に改正前の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第20条第3項の規定により草津市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の委員に委嘱されている者は改正後の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。
 (任期の特例)
 3 前項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第20条第4項の規定にかかわらず、令和6年10月31日までとする。

4 新旧対照表方式の主なルール

		(下線部分は改正箇所)	
	改正後		改正前
	(〇〇制度)		
①	第1条の2 <u>〇〇制度は必要な～～を行うものとする。</u> (責務)		《新設》 (責務)
②	第2条 《現行どおり》 2 市長は、 <u>±±活動</u> を通じた□□および××の増進に関する正しい知識の普及に努めなければならない。 (◆◆の登録)		第2条 《省略》 2 市長は、 <u>～～活動</u> を通じた□□の増進に関する正しい知識の普及 <u>および**</u> に努めなければならない。 (◇◇の許可)
③	第3条 <u>◆◆を経営しようとする者は、規則で定める基準を参酌して条例で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。</u> 第4条～第14条 《現行どおり》 (☆☆事業計画の認定)		第3条 <u>◇◇を経営しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u> 第4条～第14条 《省略》 (★★事業計画の変更)
④	第15条 《現行どおり》 2 《現行どおり》		第15条 《省略》 2 《省略》 (登録)
⑤	第16条 削除		第16条 <u>指定事業者は、事業を開始する際には、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。</u> (届出)
⑥	《削る》		第17条 <u>特定指定事業者は、事業を開始する際には、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。</u> 第18条 《省略》 (〇〇の適用の特例)
⑦	第17条 《現行どおり》 (〇〇の適用の特例)		第19条 《省略》 《新設》
⑧	第18条の2 <u>〇〇に係る規定の適用については、前条の規定により読み替えられた第10条中「・・」とあるのは、「・・」とする。</u>		

- ★ ① 条を新設する場合は、**改正前欄に新設である旨の注記（「《新設》」）**を記載し、改正後欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第〇条」の部分）および当該条の規定の全て（スペース部分を除く。）に下線を引く。
- ★ ② 規定の一部を改める場合は、改正前欄に掲げる規定の一部に下線を引き、これに対応する改正後欄に掲げる規定の一部に下線を引く。規定の一部を追加する場合は、改正後欄に掲げる規定の追加する部分に下線を引く。規定の一部を削除する場合は、改正前欄に掲げる規定の削除する部分に下線を引く。
改正のない部分は、改正後欄は「《現行どおり》」、改正前欄は「《省略》」と記載する。
- ③ 条を全部改正する場合は、改正前欄および改正後欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第〇条」の部分）、当該条の規定の全て（スペース部分を除く。）に下線を引く。
- ④ 見出しの一部改正は、②と同様とする。
- ⑤ 条を削除し、条を繰り上げない場合は、改正前欄および改正後欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第〇条」の部分）に下線を引き、1文字空けて「削除」を書き、当該部分に下線を引く。
- ★ ⑥ 条を削除し、条を繰り上げる場合は、**改正後欄に削除した旨の注記（「《削る》」）**を記載し、改正前欄の当該条の見出し、当該条の標記部分（「第〇条」の部分）および当該条の規定の全て（スペース部分を除く。）に下線を引く。
- ⑦ 条を移動する場合は、改正前欄の当該条およびこれに対応する改正後欄の条の標記部分（「第〇条」の部分）に下線を引く。
- ⑧ 見出しを共通見出しとする場合は、改正前欄の条の見出しに下線を引き、改正後欄の当該条の前の共通見出しに下線を引く。

※項、号、章、節、款などの規定の新設、一部改正、全部改正、削除、移動なども上記と同様。

★は、従来の新旧対照表（参考資料）からの変更箇所（変更箇所は赤字部分）